

第1回例会可決した 第1回例会 可決した 第1回例会 可決した

区長提出議案

●平成25年度中野区一般会計補正予算(第4次)

歳入歳出にそれぞれ2億1684万7千円を追加し、予算額は1191億4153万7千円となりました。

●平成25年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出からそれぞれ8340万8千円を減額し、予算額は65億7059万2千円となりました。

●平成25年度中野区用地特別会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ710万6千円を追加し、予算額は338億1242万1千円となりました。

●平成25年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出からそれぞれ5501万6千円を減額し、予算額は61億4398万4千円となりました。

●平成25年度中野区介護保険特別会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ1億2946万8千円を追加し、予算額は200億3467万6千円となりました。

●中野区財産価格審議会条例

公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに關し、適正な価格を評定するため、区長の附属機関として中野区財産価格審議会を設置し、その所掌事項、組織等について定めるもの。

●専決処分の承認について

平成25年度中野区一般会計補正予算について、東京都知事選挙を平成26年2月9日に実施するにあたり、これに要する経費を直ちに予算措置する必要があったため、専決処分したことに

●仮称鷲の宮調節池上部多目的広場整備工事請負契約

仮称鷲の宮調節池上部多目的広場の整備工事を行うため、契約を締結するに当たり、議決をしたものです。

●指定管理者の指定について

重度・重複障害児通所支援施設の指定管理者を指定するに当たり、議決をしたものです。

●中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

27年度分の後期高齢者医療の保険料の軽減のために各区市町村の一般会計から負担を求め経費を定めるもの。

●中野区自治基本条例の一部を改正する条例

区長の在任期間に係る規定を削除するもの。

●平成25年度中野区一般会計補正予算(第5次)

歳入歳出にそれぞれ11億1608万1千円を追加し、予算額は1202億5761万8千円となりました。

主な内容は、国の「好循環実現のための経済対策」に連動し、事業の前倒しを行うものとして、東中野駅前広場整備に要する経費や防災行政無線のデジタル化に要する経費を追加計上するもの。

議案に対する討論

議案の審議にあたり、次の議員が討論を行いました。

- 中野区自治基本条例の一部を改正する条例
賛成討論
北原 ともあき (自民)
木村 広一 (公明)
石坂 わたる (無所属)

- 反対討論
岩永 しほ子 (共産)
酒井 たくや (民主)
むとう 有子 (無所属)
近藤 さえ子 (無所属)
奥田 けんじ (無所属)
林 まさみ (無所属)

(審議結果) 可決

第1回例会可決した 第1回例会 可決した

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の成功に関する決議

にとって、国民に元氣と夢希望を与えてくれる一大イベントである。

また、パラリンピックの開催は、バリアフリーやユニバーサルデザインの浸透による、障害者等が暮らしやすい社会の実現、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現につながる。

開催まであと6年。日本の輝かしい未来を切り開く、2020年の東京大会を成功に導くためには、国や東京都、企業などオールジャパン体制で取り組む必要がある。なかんずく、主たる舞台となる東京23区では、競技施設や道路・公共交通等の都市基盤の整備などのハード面だけでなく、ソフト面においても、区民・事業者・行政等が幅広く連携することが必要である。

競技施設の有無にかかわらず、23区が連携、協力し、知恵を出し合って、成功に向けて取り組んでいかなければならない。

よって、中野区議会は、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピックの開催が決定した。オリンピック・パラリンピックの東京での開催は、スポーツを通じて世界の人々が国際交流と国際親善を深め、平和な社会の実現に貢献する、大変意義深いものである。さらには、東日本大震災からの復興と再生に取り組んでいるわが国

第1回例会可決した 第1回例会 可決した

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延している実態は、大半が国の責めに帰すべき事由によるものであり、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するため

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準は、

